

# 実 技 試 験

## ☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2017年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.<sup>5</sup>万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）税理士資格を有していないFPが、有料の相談業務において、仮定の事例に基づく一般的な税法の解説を行った。
- （イ）司法書士資格を有していないFPが、顧客から依頼され、顧客の任意後見人となる契約を締結した。
- （ウ）宅地建物取引業の免許を受けていないFPが、顧客から依頼され、顧客が所有するマンションの貸借の媒介を行い、仲介手数料を受け取った。
- （エ）社会保険労務士資格を有していないFPが、顧客が持参した「ねんきん定期便」を基に公的年金の受給見込み額を計算した。

問2

「金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）」に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 金融商品販売業者が重要事項の説明を怠り、そのために顧客に損害が生じた場合、顧客は損害賠償を請求することができ、その場合（ア）が損害額として推定される。
- ・ 顧客が個人であり、その顧客から重要事項の説明は不要であるという申出があった場合、金融商品販売業者は、原則として重要事項の説明を（イ）。

- 1. （ア）元本額           （イ）省略することができる
- 2. （ア）元本額           （イ）省略することができない
- 3. （ア）元本欠損額       （イ）省略することができる
- 4. （ア）元本欠損額       （イ）省略することができない



【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

氷室さんは、保有しているP X投資信託（追加型国内公募株式投資信託）の収益分配金を2018年3月に受け取った。P X投資信託の運用状況が下記＜資料＞のとおりである場合、収益分配後の個別元本として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[氷室さんが保有するP X投資信託の収益分配金受取時の運用状況]

- ・ 収益分配前の個別元本：14,680円
- ・ 収益分配前の基準価額：14,830円
- ・ 収益分配金：700円
- ・ 収益分配後の基準価額：14,130円

1. 14,830円
2. 14,680円
3. 14,280円
4. 14,130円

問4

下記＜資料＞の債券を取得日から3年後に売却した場合における所有期間利回り（単利・年率）を計算しなさい。なお、手数料や税金等については考慮しないものとし、計算結果については小数点以下第4位を切り捨てること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと（解答用紙に記載されているマス目に数値を記入すること）。

＜資料＞

表面利率：年1.2%  
額面：100万円  
購入価格：額面100円につき100.00円  
売却価格：額面100円につき101.00円  
所有期間：3年

### 問5

細川さんと宇野さんは、下記<資料>のとおり、PT株式会社の株式（以下「PT株式」という）を2017年11月から2018年3月において毎月15日に購入した。細川さんと宇野さんのPT株式の取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、このほかにPT株式の取引はないものとし、手数料および税金は考慮しないものとする。また、購入株数は正しいものとする。

- ・ 細川さんは株式累積投資制度で購入した。
- ・ 宇野さんは購入の都度、単元未満株投資制度で購入した。
- ・ PT株式の1単元は100株である。
- ・ PT株式会社の本決算は3月末日である。
- ・ PT株式の期末株主配当金は、1株当たり100円であった。

<資料：PT株式の株価の推移>

	購入月	2017年11月	2017年12月	2018年1月	2018年2月	2018年3月
細川さん	購入株価（円）	5,630	4,880	5,150	4,580	4,650
	購入金額（円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	購入株数（株）	1.8	2.0	1.9	2.2	2.2
宇野さん	購入金額（円）	11,260	9,760	10,300	9,160	9,300
	購入株数（株）	2	2	2	2	2

1. 細川さんの平均購入単価は、宇野さんの平均購入単価よりも低くなっている。
2. 細川さんは、保有株式数が100株以上になるまで売却できない。
3. 宇野さんは、2018年に開催される定時株主総会の議決権を持たない。
4. 宇野さんは、2018年3月期の期末株主配当金として、1,000円（税引前）を受け取ることができる。

### 問6

金投資に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、金の取引は継続的な売買でないものとする。

- （ア）個人が金地金を売却した場合の所得は、譲渡所得として課税される。
- （イ）個人が金地金を業者に売却する際には、売却代金の他に、売却代金の消費税相当額を受け取ることができる。
- （ウ）金地金は、一般的に地政学的リスクに対して強いと考えられている代表的な資産である。

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

不動産取得税に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、同じ語句を何度選んでもよいこととする。

- ・ 不動産取得税は、不動産の所有権を取得した者に対して、その不動産が所在する（ア）が課税するもので、所有権の取得が有償か無償かを問わないが、（イ）を原因とする取得の場合は非課税となる。
- ・ 課税標準は、原則として（ウ）である。なお、一定の条件を満たした新築住宅（認定長期優良住宅ではない）を取得した場合、課税標準から一戸当たり（エ）を控除することができる。

<語群>

- |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 国税局      | 2. 都道府県     | 3. 市町村      |
| 4. 相続       | 5. 贈与       | 6. 交換       |
| 7. 基準地標準価格  | 8. 相続税評価額   | 9. 固定資産税評価額 |
| 10. 1,000万円 | 11. 1,200万円 | 12. 1,500万円 |

## 問 8

手付金に関する次の記述の空欄（ア）～（エ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

民法上、手付金は（ア）と解釈され、相手方が契約の履行に着手するまでは、買主は手付金を放棄することにより、売主は（イ）を償還することにより、契約を解除することができる。なお、履行の着手とは、売主としては登記や引渡し、買主としては（ウ）をいう。また、宅地建物取引業者が自ら売主となり、宅地建物取引業者ではない者が買主である場合、手付金は売買代金の（エ）を超えてはならない。

- |             |            |                    |        |
|-------------|------------|--------------------|--------|
| 1. （ア） 証約手付 | （イ） 手付金の倍額 | （ウ） 代金提供のための借入れ申込み | （エ） 2割 |
| 2. （ア） 証約手付 | （イ） 手付金    | （ウ） 代金の提供          | （エ） 1割 |
| 3. （ア） 解約手付 | （イ） 手付金の倍額 | （ウ） 代金の提供          | （エ） 2割 |
| 4. （ア） 解約手付 | （イ） 手付金    | （ウ） 代金提供のための借入れ申込み | （エ） 1割 |

問9

下記<資料>は柴田さんが購入を検討している物件の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

権利部(A) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成△年9月5日 第86×24号	原因 平成△年9月5日売買 所有者 ××市○×一丁目2番3号 山岸健
権利部(×××) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>1</u>	<u>抵当権設定</u>	<u>平成△年9月5日</u> <u>第896×5号</u>	原因 平成△年9月5日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2,500万円 利息 年2.25% (12分の1月利計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 ××市○×一丁目2番3号 山岸健 <u>抵当権者 △△区○△二丁目8番9号</u> <u>株式会社YS銀行</u>
2	1番抵当権抹消	平成24年5月25日 第×9363号	原因 平成24年5月11日弁済

※下線のあるものは抹消事項であることを示す。

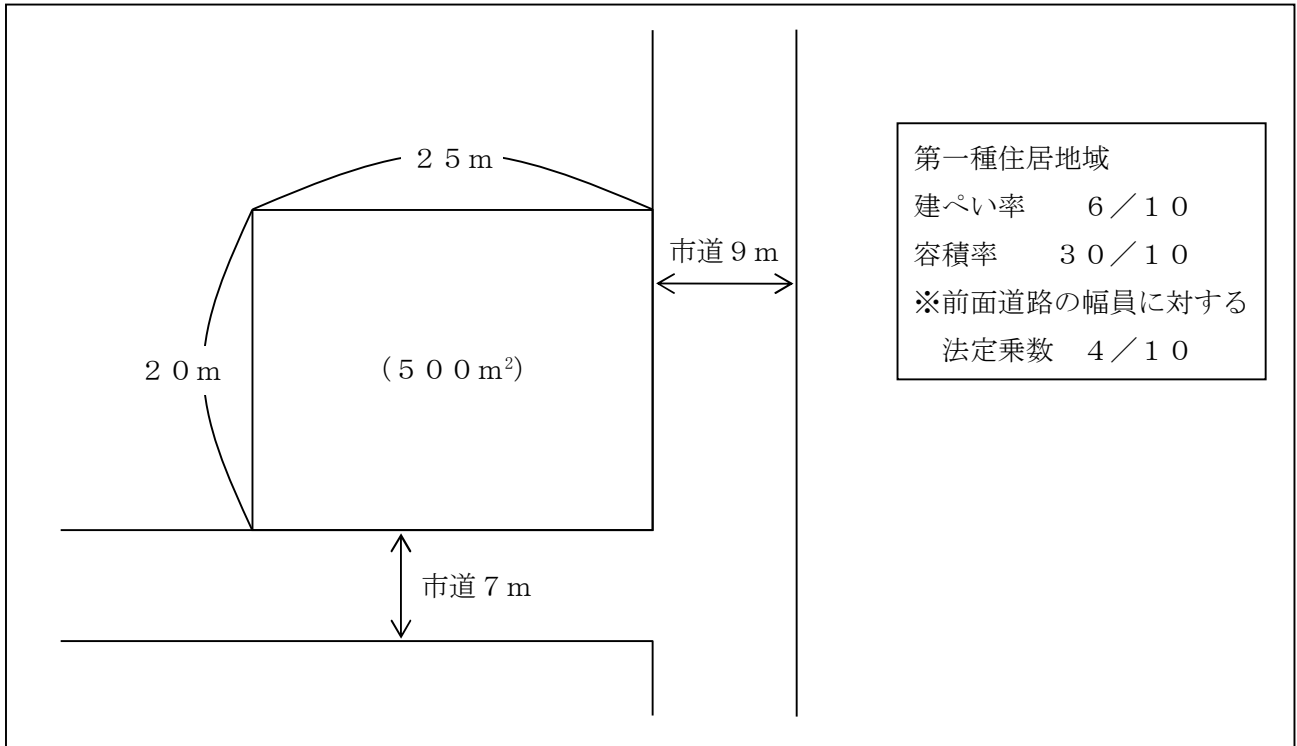
- (ア) 所有権保存など所有権に関する事項が記載されている欄(A)は、権利部の乙区である。
- (イ) 権利部(A)には、所有権の移転登記のほか、差押え等が記載される。
- (ウ) 上記<資料>を確認する限り、本物件には現在、抵当権の設定はないことがわかる。
- (エ) 本物件の登記事項証明書は、現在の所有者である山岸健さんでなければ、交付の請求をすることができない。



問10

建築基準法に従い、下記<資料>の土地に建築物を建てる場合の延べ面積（床面積の合計）の最高限度として、正しいものはどれか。なお、記載のない条件は一切考慮しないこととする。

<資料>




1. 900 m<sup>2</sup>
2. 1,400 m<sup>2</sup>
3. 1,500 m<sup>2</sup>
4. 1,800 m<sup>2</sup>

【第4問】下記の（問11）～（問14）について解答しなさい。


問11

西山和美さん（51歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続しているものとし、和美さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

保険種類 医療保険 証券番号 **** * * * * * * * *	契約日（保険期間の始期） 2001年10月1日					
保険契約者 被保険者 受取人 指定代理請求人	西山 和美 様 西山 和美 様 1966年7月30日生 女性 契約年齢 35歳 （給付金）被保険者 様 （死亡保険金）西山 久信 様（夫） 西山 久信 様（夫）	保険契約者印  				
◇保障内容						
疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 通院特約 女性疾病入院特約 三大疾病保障定期 保険特約	1日につき 5,000円（入院5日目から保障） 1日につき 5,000円（入院5日目から保障） 1回につき 手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍 1日につき 3,000円（退院後の通院に限る） 1日につき 5,000円（入院5日目から保障） 200万円					
◇保険期間・保険料						
保険期間 保険料払込期間	終身 終身	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">保険料</td> <td style="width: 50%;">毎回*,***円</td> </tr> <tr> <td>保険料払込方法</td> <td>月払い</td> </tr> </table>	保険料	毎回*,***円	保険料払込方法	月払い
保険料	毎回*,***円					
保険料払込方法	月払い					

<資料/保険証券2>

終身ガン保険		保険証券記号番号 ○○-○○○○○	
保険契約者	西山 和美 様	保険契約者印  	◇契約日 1998年9月1日
被保険者	西山 和美 様 1966年7月30日生 女性		◇主契約の保険期間 終身
受取人	給付金 被保険者 様 死亡給付金 西山 久信 様 (夫)	受取割合 10割	◇主契約の保険料払込期間 終身
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき	50万円	毎回 △,△△△円
ガン入院給付金	1日目から日額	1万円	[保険料払込方法] 月払い
ガン手術給付金	1回につき	20万円	
ガン死亡給付金	ガンによる死亡	100万円	
死亡給付金	ガン以外による死亡	10万円	

- ・ 和美さんが現時点で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金および給付金の合計は ( ア ) 万円である。
- ・ 和美さんが現時点で、初めてガン (乳ガン・悪性新生物) と診断されて16日間入院し、その間に約款所定の手術 (給付倍率40倍) を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金および給付金の合計は ( イ ) 万円である。
- ・ 和美さんが現時点で、足を骨折して10日間入院し (手術は受けていない)、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院した場合、保険会社から支払われる保険金および給付金の合計は ( ウ ) 万円である。

## 問 12

三上賢一さんが契約している個人年金保険（下記＜資料＞参照）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料：個人年金保険の契約内容＞

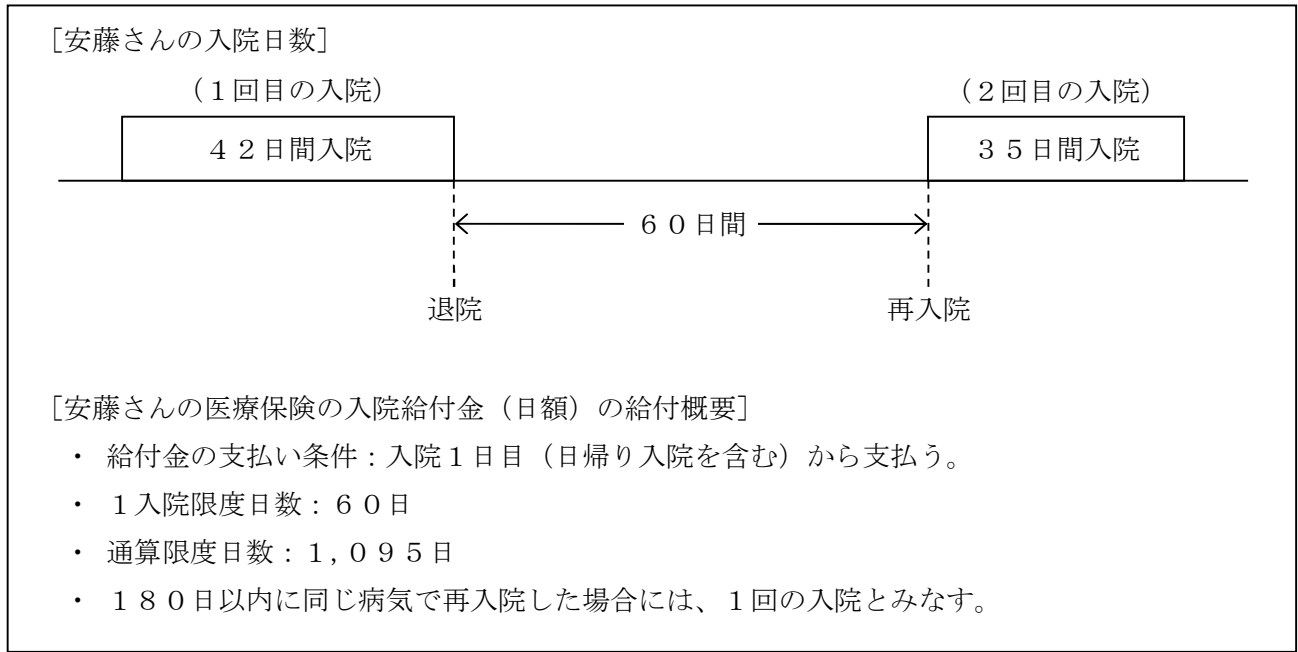
保険契約者（保険料負担者）：三上 賢一	保険料払込期間：60歳払込満了
被保険者：三上 賢一	基本年金額：50万円
年金受取人：三上 賢一	年金支払開始：60歳（10年確定年金）
死亡給付金受取人：三上 智恵子（妻）	税制適格特約付加

- （ア）賢一さんが毎年受け取る年金は、一時所得として所得税の課税対象となる。
- （イ）賢一さんが死亡し、智恵子さんが受け取った死亡給付金は、相続税の課税対象となる。
- （ウ）賢一さんが契約日から6年後に解約して受け取った解約返戻金は、雑所得として所得税の課税対象となる。
- （エ）賢一さんが毎年支払う保険料は、所得税における個人年金保険料控除の対象となる。

### 問 13

安藤さんは、同一の疾病により2回の入院をした。下記<資料>に基づき、安藤さんが契約している医療保険の入院給付金の日数に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）に入る数値を解答欄に記入しなさい。なお、安藤さんはこれまでにこの医療保険から一度も給付金を受け取っていないものとする。

<資料>



安藤さんが請求することができる入院給付金の日数は、1回目の入院につき（ア）日分であり、2回目の入院については（イ）日分である。

問 1 4

皆川敏夫さんが契約している火災保険（下記＜資料＞参照）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。なお、超過保険や一部保険には該当しないものとし、＜資料＞に記載のない特約については付帯がないものとする。また、保険契約は有効に継続しているものとする。

＜資料＞

火災保険証券					
<b>保険契約者</b>			<b>記名被保険者</b>		
住所	〇〇市△△町◇-◇-◇		氏名	皆川 敏夫 様	
氏名	皆川 敏夫 様			保険契約者に同じ	
証券番号 第××-×××××					
保険期間			2016年4月10日 午後4時から		火災保険料 <u>△△, △△△円</u> 地震保険料 _____ 円 保険料払込方法 年払い
			2026年4月10日 午後4時まで		
10年間					
地震保険期間			—		
<b>保険の対象等</b>					
保険の対象		火災保険：建物、家財 地震保険：なし			
所在地		保険契約者住所に同じ			
構造級別		H構造（非耐火）			
面積		86.70m <sup>2</sup>			
建物建築年月		2016年4月			
<b>建物・家財等に関する補償</b>					
事故の種類	補償の有無	建物保険金額	補償の有無	家財保険金額	
① 火災、落雷、破裂・爆発	○	1,380万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)	
② 風災、ひょう災、雪災	○	1,380万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)	
③ 盗難	○	1,380万円 (免責金額 0円)	○	700万円 (免責金額 0円)	
④ 水災	×	—	×	—	
⑤ 破損、汚損等	○	1,380万円 (免責金額 0円)	○	100万円 (免責金額 0円)	
⑥ 地震、噴火、津波	×	—	×	—	
<b>その他の補償・付帯している特約</b>					
個人賠償責任特約	○	日常生活での賠償事故の補償 保険金額：1億円（免責金額 0円）			
※「補償の有無」について、○は有、×は無を示すものとする。					

- (ア) 火災による損害の補償に関する建物の保険金額は、1,380万円（免責金額0円）で契約している。
- (イ) 竜巻が原因で建物と家財が全損となった場合、合計で2,080万円の保険金が支払われる。
- (ウ) 洪水が原因で建物と家財が全損となった場合、合計で2,080万円の保険金が支払われる。
- (エ) 休日に敏夫さんが自転車で走行中、誤って他人にケガを負わせた場合の損害賠償責任についても、保険金が支払われる。

【第5問】下記の（問15）～（問18）について解答しなさい。

問15

広尾さん（68歳）の2017年分の収入等が下記のとおりである場合、広尾さんの2017年分の所得税における総所得金額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については一切考慮しないこととし、総所得金額が最も少なくなるように計算すること。

<収入および経費>

内容	金額
老齢基礎年金	72万円
遺族厚生年金	132万円
駐車場収入	80万円
駐車場収入に係る必要経費	20万円

※広尾さんは、駐車場経営を始めた2006年から青色申告者であり、帳簿書類の備付け等により、10万円の青色申告特別控除の適用を受けるための要件を満たしている。なお、この駐車場経営は、事業的規模には該当しない。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

1. 50万円
2. 60万円
3. 134万円
4. 144万円



### 問16

会社員の住吉さんは、2018年7月に勤務先を定年退職する予定である。住吉さんの退職に係るデータが下記〈資料〉のとおりである場合、住吉さんの退職一時金に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。

〈資料〉

- ・ 勤続年数：32年3ヵ月
  - ・ 支給される退職一時金：2,500万円
- ※住吉さんは、勤務先の役員であったことはない。
- ※退職は障害者になったことに基因するものではない。
- ※「退職所得の受給に関する申告書」は適正に提出するものとする。

1. 395万円
2. 430万円
3. 790万円
4. 860万円

問 17

細井恒彦さんが2017年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。この場合の恒彦さんの2017年分の所得税における生命保険料控除の金額として、正しいものはどれか。なお、<資料>の保険について、これまでに契約内容の変更は行われていないものとする。

<資料>

<p>[終身保険 (無配当)]                  契約日：2011年9月1日                  保険契約者：細井 恒彦                  被保険者：細井 恒彦                  死亡保険金受取人：細井 玲奈 (妻)                  2017年の年間支払保険料：105,000円</p>	<p>[ガン保険 (介護医療保険契約)]                  契約日：2016年8月1日                  保険契約者：細井 恒彦                  被保険者：細井 恒彦                  死亡保険金受取人：細井 玲奈 (妻)                  2017年の年間支払保険料：36,000円</p>
---	---

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

[2011年12月31日以前に締結した保険契約 (旧契約) 等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

[2012年1月1日以降に締結した保険契約 (新契約) 等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

(注) 支払保険料とは、その年に支払った金額から、その年に受けた剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額をいう。

1. 50,000円
2. 68,000円
3. 78,000円
4. 80,500円

### 問18

会社員の榊原さんが2017年中に支払った医療費等が下記<資料>のとおりである場合、榊原さんの2017年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、榊原さんの2017年中の所得は、給与所得650万円のみであるものとし、榊原さんは妻および小学生の長男と生計を一にしている。また、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）については考慮せず、保険金および自治体の助成金等により補てんされる金額はないものとする。

<資料>

支払年月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
2017年3月	妻	A歯科医院	美容のためのホワイトニング	120,000円
2017年5月	本人	B病院	健康診断（注1）	15,000円
2017年6月	本人	B病院	治療費（注1）	190,000円
2017年9月	長男	C病院	治療費（注2）	50,000円

（注1）榊原さんは2017年5月に受けた健康診断により重大な疾病が発見されたため、引き続き入院して治療を行った。

（注2）榊原さんの長男はサッカーの試合中に足を骨折し、歩行が困難であったためタクシーでC病院まで移動し、タクシー代金として3,200円を支払った。その後の通院は自家用自動車を利用し、駐車場代金として4,000円を支払っている。タクシー代金および駐車場代金はC病院への支払金額（50,000円）には含まれていない。

1. 282,200円
2. 279,000円
3. 158,200円
4. 155,000円

【第6問】下記の（問19）～（問22）について解答しなさい。

問19

下記<資料>の土地に係る路線価方式による自用地の相続税評価額の計算式として、正しいものはどれか。

<資料>

記号	借地権割合
A	90%
B	80%
C	70%
D	60%
E	50%
F	40%
G	30%

注1：奥行価格補正率 8m以上10m未満 0.97  
 注2：借家権割合 30%  
 注3：その他の記載のない条件は、一切考慮しないものとする。

1.  $250 \text{ 千円} \times 0.97 \times 96 \text{ m}^2$
2.  $250 \text{ 千円} \times 0.97 \times 96 \text{ m}^2 \times 60\%$
3.  $250 \text{ 千円} \times 0.97 \times 96 \text{ m}^2 \times (1 - 60\%)$
4.  $250 \text{ 千円} \times 0.97 \times 96 \text{ m}^2 \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$

## 問 20

相続税における「小規模宅地等の評価減の特例」に関する下記<資料>の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

<資料>

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	400 m <sup>2</sup>	80%
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(ア) m <sup>2</sup>	
貸付事業用宅地等	(イ) m <sup>2</sup>	(ウ) %

1. (ア) 300 (イ) 240 (ウ) 50
2. (ア) 300 (イ) 200 (ウ) 80
3. (ア) 330 (イ) 240 (ウ) 80
4. (ア) 330 (イ) 200 (ウ) 50

## 問 2 1

露木さんは、自宅の取得に当たり、FPで税理士でもある東さんに「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」について質問をした。下記の空欄（ア）～（エ）に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

露木さん：「初めての自宅取得に当たり、祖父から金銭の贈与を受ける予定です。『直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税』の適用を受けた場合、非課税となる贈与の上限額を教えてください。」

東さん：「自宅取得のための契約締結日が2018年の場合、受贈者ごとに、省エネ等住宅（※）は1,200万円を上限として、それ以外の住宅は（ア）万円を上限として、非課税で贈与を受けることができます。」

露木さん：「この制度の適用を受けた場合、同じ年に110万円の基礎控除を受けることはできますか。」

東さん：「同年中に、暦年課税における110万円の基礎控除を受けることは（イ）です。」

露木さん：「この制度の適用を受けるための要件を教えてください。」

東さん：「贈与を受ける人が、『贈与を受けた年の（ウ）において20歳以上であること』や、『贈与を受けた年の翌年（エ）までにその家屋に居住すること、または同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること』などの要件があります。」

※「省エネ等住宅」とは、省エネ等基準に適合する住宅用の家屋であることにつき、住宅性能証明書等を贈与税の申告書に添付することにより認められたものをいう。

### <語群>

- |           |         |          |          |
|-----------|---------|----------|----------|
| 1. 500    | 2. 700  | 3. 1,000 |          |
| 4. 可能     | 5. 不可能  |          |          |
| 6. 12月31日 | 7. 1月1日 | 8. 3月15日 | 9. 3月31日 |

## 問 2 2

下記の相続事例（2018年4月24日相続開始）における相続税の課税価格の合計額として、正しいものはどれか。

<課税価格の合計額を算出するための財産等の相続税評価額>

土地：4,000万円（小規模宅地等の評価減特例適用後：800万円）

建物：1,200万円

現預金：1,000万円

死亡保険金：1,800万円（生命保険金等の非課税限度額控除前）

債務および葬式費用：500万円

<相続人関係図>



※小規模宅地等の評価減特例の適用対象となる要件はすべて満たしており、その適用を受けるものとする。

※死亡保険金はすべて被相続人の配偶者が受け取っている。

※長男は、被相続人より2014年5月に有価証券100万円の贈与を受けている。

※すべての相続人は、相続により財産を取得している。

※相続時精算課税制度を選択した相続人はおらず、相続を放棄した者もない。

※債務および葬式費用は被相続人の配偶者がすべて負担している。

1. 2,800万円
2. 2,900万円
3. 4,300万円
4. 6,000万円

【第7問】下記の（問23）～（問25）について解答しなさい。

＜青山家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
青山 航一	本人	1984年 4月16日	会社員
文香	妻	1985年11月 9日	パートタイマー
勇樹	長男	2013年 7月28日	保育園児
愛菜	長女	2015年10月24日	保育園児

＜青山家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年
西暦（年）		2017	2018	2019	2020
家族構成/ 年齢	青山 航一 本人	33歳	34歳	35歳	36歳
	文香 妻	32歳	33歳	34歳	35歳
	勇樹 長男	4歳	5歳	6歳	7歳
	愛菜 長女	2歳	3歳	4歳	5歳
ライフイベント		変動率	文香 正社員に転換	住宅ローン 繰上げ返済	勇樹 小学校入学
収入	給与収入（夫）	1%	378		
	給与収入（妻）	—	100		318
	収入合計	—	478	694	701
支出	基本生活費	2%	273		(ア)
	住居費	—	130	130	130
	教育費	—	80	70	70
	保険料	—	30	30	31
	一時的支出	—			100
	その他支出	1%	20	20	20
	支出合計	—	533	528	
年間収支		—	▲55	166	
金融資産残高		1%	489	(イ)	733

※年齢および金融資産残高は各年12月31日現在のものとし、2017年を基準年とする。

※給与収入は可処分所得で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄としている。



### 問 2 3

青山家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

### 問 2 4

青山家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算過程においては端数処理をせず計算し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。

問 2 5

航一さんは、現在居住しているマンションの住宅ローン（全期間固定金利、返済期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし）の繰上げ返済を検討しており、FPの千田さんに繰上げ返済について質問をした。航一さんが住宅ローンを46回返済後に、100万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は100万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<資料>青山家の住宅ローンの償還予定表の一部

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
44	96,327	54,745	41,582	27,667,204
45	96,327	54,827	41,500	27,612,377
46	96,327	54,909	41,418	27,557,468
47	96,327	54,991	41,336	27,502,477
48	96,327	55,074	41,253	27,447,403
49	96,327	55,156	41,171	27,392,247
50	96,327	55,239	41,088	27,337,008
51	96,327	55,322	41,005	27,281,686
52	96,327	55,405	40,922	27,226,281
53	96,327	55,488	40,839	27,170,793
54	96,327	55,571	40,756	27,115,222
55	96,327	55,655	40,672	27,059,567
56	96,327	55,738	40,589	27,003,829
57	96,327	55,822	40,505	26,948,007
58	96,327	55,905	40,422	26,892,102
59	96,327	55,989	40,338	26,836,113
60	96,327	56,073	40,254	26,780,040
61	96,327	56,157	40,170	26,723,883
62	96,327	56,242	40,085	26,667,641
63	96,327	56,326	40,001	26,611,315
64	96,327	56,411	39,916	26,554,904
65	96,327	56,495	39,832	26,498,409
66	96,327	56,580	39,747	26,441,829
67	96,327	56,665	39,662	26,385,164
68	96,327	56,750	39,577	26,328,414
69	96,327	56,835	39,492	26,271,579
70	96,327	56,920	39,407	26,214,659

1. 10ヵ月
2. 1年4ヵ月
3. 1年5ヵ月
4. 1年6ヵ月

【第8問】下記の（問26）～（問28）について解答しなさい。

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.951	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.923	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

### 問26

杉田さんは、老後の旅行用資金として、毎年年末に100万円を受け取りたいと考えている。受取期間を10年間とし、年利1.0%で複利運用した場合、受取り開始年の初めにいくらの資金があればよいか。

### 問27

明石さんは、開業のための資金として、2,000万円を借り入れる予定である。これを今後10年間、年利1.0%で毎年借入応当日に元利均等返済をする場合、毎年の返済額はいくらになるか。

### 問28

近藤さんは、自宅のリフォーム資金として、5年後に500万円を準備したいと考えている。5年間、年利1.0%で複利運用する場合、現在いくらの資金があればよいか。

【第9問】下記の（問29）～（問34）について解答しなさい。

<設例>

岡孝幸さんは、民間企業に勤務する会社員である。孝幸さんと妻の泰子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある佐久間さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも2018年4月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
岡 孝幸	本人	1986年 8月14日	31歳	会社員（正社員）
泰子	妻	1986年 7月 5日	31歳	会社員（正社員）
幸子	長女	2016年10月21日	1歳	保育園児

[収入金額（2017年）]

- ・ 孝幸さん：給与収入400万円。給与収入以外の収入はない。
- ・ 泰子さん：給与収入350万円。給与収入以外の収入はない。

[自宅]

- ・ 賃貸マンションに居住しており、家賃は月額9万円（管理費込み）である。
- ・ マイホームとして販売価格3,636万円（うち消費税136万円）のマンションを購入する予定である。

[金融資産（時価）]

- ・ 孝幸さん名義  
銀行預金（普通預金）：250万円  
銀行預金（定期預金）：250万円
- ・ 泰子さん名義  
銀行預金（普通預金）：150万円  
銀行預金（定期預金）：300万円

[負債]

- ・ 孝幸さんと泰子さんに負債はない。

[保険]

- ・ 団体定期保険A：保険金額2,500万円。保険契約者は孝幸さんの勤務先、保険料負担者および被保険者は孝幸さんである。
- ・ 低解約返戻金型終身保険B：保険金額500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は孝幸さんである。

## 問 29

岡さん夫妻は、2018年9月にマンションを購入する予定である。岡さん夫妻が〈設例〉のマンションを購入する場合の販売価格のうち、土地（敷地の共有持分）の価格を計算しなさい。なお、消費税の税率は8%とし、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

## 問 30

孝幸さんは、入社以来継続して契約している団体定期保険について、FPの佐久間さんに質問をした。佐久間さんが行った団体定期保険（任意加入）の説明として、最も不適切なものはどれか。

1. 「保険料の支払いは、一般的に給与引去りとなります。」
2. 「申込みに際しては、会社の健康診断書データの提出が必要です。」
3. 「1年ごとに更新を行うため、契約内容の見直しを毎年行うことができます。」
4. 「一般的に通常の定期保険よりも安い保険料で契約することができます。」

## 問 31

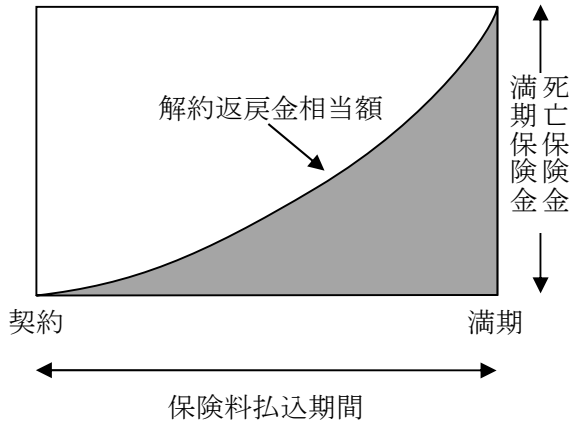
孝幸さんはマンション購入に当たり、夫婦での住宅ローンの借入れを検討している。共働き夫婦が住宅ローンを借り入れる場合に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）「ペアローン」は夫婦それぞれが住宅ローンを契約するため、一定の要件を満たせば、夫婦それぞれが住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用を受けることができる。
- （イ）「収入合算」は夫婦の収入を合算して1つの住宅ローンを契約するため、夫または妻が単独で住宅ローンを契約する場合と比較して、借入金額を増やすことができる。
- （ウ）「ペアローン」で住宅ローンを契約した場合、夫婦のどちらか一方の住宅ローンにしか団体信用生命保険を付保することができない。

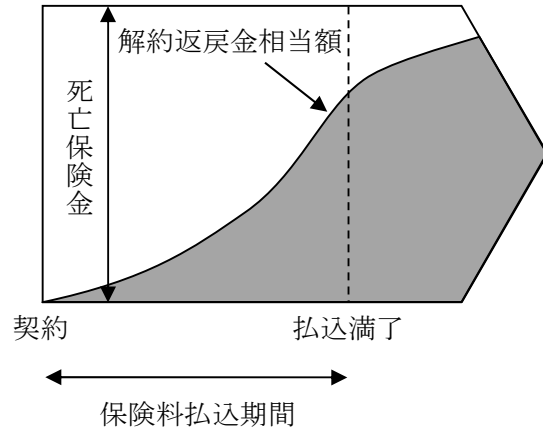
問32

孝幸さんは、生命保険の解約返戻金について、FPの佐久間さんに質問をした。佐久間さんが生命保険の解約返戻金相当額について説明する際に使用した下記のイメージ図のうち、一般的な低解約返戻金型終身保険の解約返戻金相当額の推移に係る図として、最も適切なものはどれか。

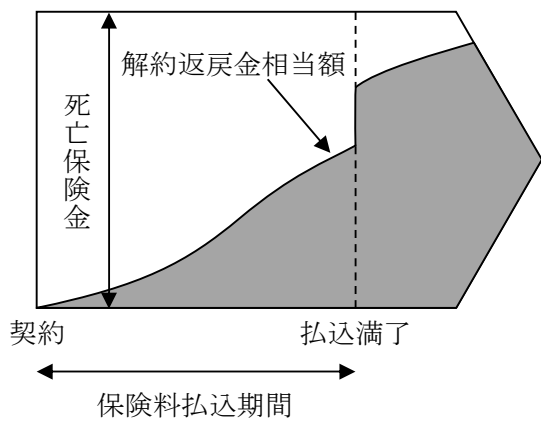
1.



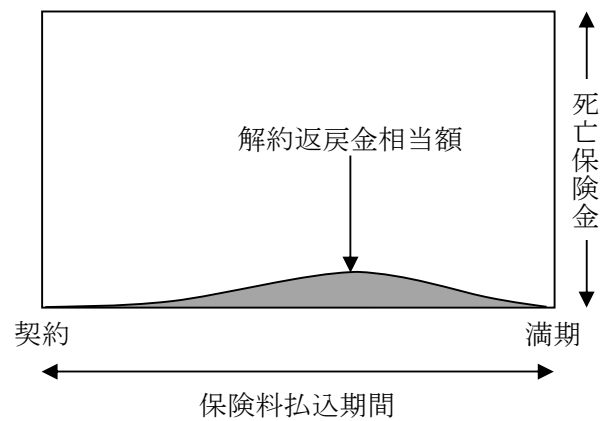
2.



3.



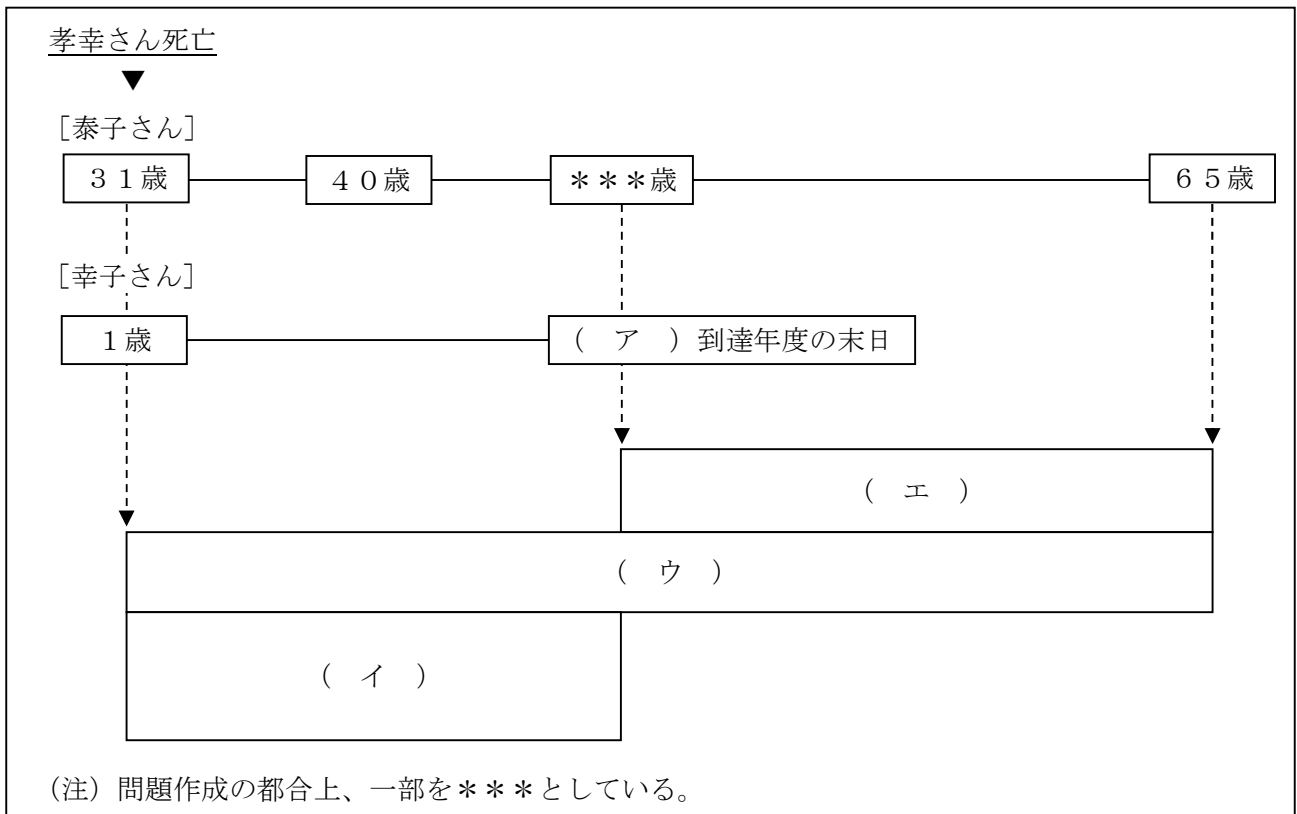
4.



問 3 3

泰子さんは、仮に孝幸さんが2018年6月に31歳で在職中に死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの佐久間さんに質問をした。泰子さんが65歳になるまでに受給できる公的年金の遺族給付について示した下記<イメージ図>の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、孝幸さんは、20歳から大学卒業まで国民年金に加入し、大学卒業後の22歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。記載のない条件については一切考慮しないこと。

<イメージ図：泰子さんが受給できる遺族給付の組み合わせ>



<語群>

1. 18歳
2. 20歳
3. 遺族基礎年金（子の加算なし）
4. 遺族基礎年金（子の加算1人）
5. 遺族厚生年金（孝幸さんの報酬比例部分の年金額の3分の2相当額）
6. 遺族厚生年金（孝幸さんの報酬比例部分の年金額の4分の3相当額）
7. 経過的寡婦加算
8. 寡婦年金
9. 振替加算
10. 中高齢寡婦加算

### 問34

泰子さんの弟の秀和さん（30歳）は、現在、個人事業主として飲食店を経営している。秀和さんは老後の生活の安定のために小規模企業共済に加入することを検討しており、FPの佐久間さんに制度の概要について質問をした。小規模企業共済に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 加入できるのは、常時使用する従業員の数が100人以下（卸売業、小売業などは20人以下）の個人事業主や会社等の役員である。
2. 共済金の受取方法には、「一括受取り」、「分割受取り」および「一括受取りと分割受取りの併用」の3種類がある。
3. 掛金の月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に設定することができる。
4. 掛金は、所得税における小規模企業共済等掛金控除として、全額を所得金額から控除することができる。





【第10問】下記の（問35）～（問40）について解答しなさい。

<設例>

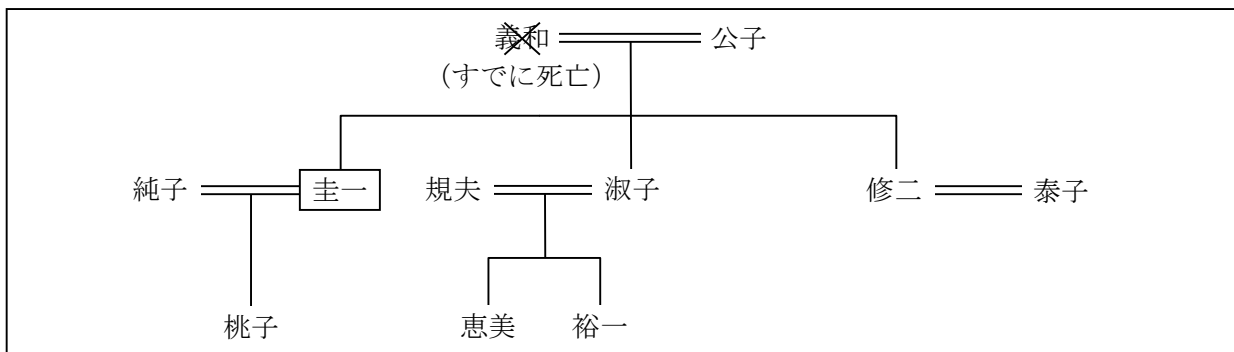
物品販売業（妹尾商店）を営む自営業者の妹尾圭一さん（青色申告者）は、今後の生活のことや事業のことなどに関して、FPで税理士でもある野村さんに相談をした。なお、下記のデータは2018年4月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
妹尾 圭一	本人	1960年 8月17日	57歳	自営業
純子	妻	1964年10月14日	53歳	パートタイマー
桃子	長女	2003年 6月22日	14歳	中学生
公子	母	1935年10月18日	82歳	(注1)

注1：公子さんは圭一さんが営む妹尾商店の事業に従事している。

II. 妹尾家の親族関係図



III. 妹尾家（圭一さんと純子さん）の財産の状況

[資料1：保有資産（時価）]

(単位：万円)

	圭一	純子
金融資産 預貯金等	2,890	600
生命保険（解約返戻金相当額）	[資料3]を参照	[資料3]を参照
事業用資産（注2） 棚卸資産（商品） 車両・器具备品等	460 530	
不動産 建物（自宅） 土地（自宅） 投資用マンション	820 2,500	1,850
その他（動産等）	320	150

注2：記載以外の事業用資産については考慮しないこと。

[資料2：負債残高]

住宅ローン：700万円（債務者は圭一さん。団体信用生命保険が付保されている）

事業用借入（証書貸付）：7,000万円（債務者は圭一さん）

[資料3：生命保険]

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険A	圭一	圭一	純子	1,000	—	2021年まで
定期保険特約付 終身保険B （終身保険部分） （定期保険部分）	圭一	圭一	純子	500 5,000	300	終身 2021年まで
定期保険特約付 終身保険C （終身保険部分） （定期保険部分）	圭一	圭一	純子	300 3,000	150	終身 2026年まで
終身保険D	圭一	純子	圭一	300	280	終身
終身保険E	純子	圭一	純子	240	200	終身
終身保険F	純子	桃子	純子	500	400	終身

注3：解約返戻金相当額は、現時点（2018年4月1日）で解約した場合の金額である。

注4：すべての契約において、保険契約者が保険料を全額負担している。

注5：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

[資料4：妹尾商店の財務データ（2017年分の青色申告決算書から抜粋）]

<損益計算書>

売上（収入）金額	10,400万円
売上原価	8,040万円
必要経費	
利子割引料	280万円
減価償却費	120万円
その他の必要経費	1,040万円
青色事業専従者給与（注6）	240万円
青色申告特別控除額	65万円

注6：青色事業専従者給与は、母の公子さんに対して支給したもので、税務上の適正額である。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。

### 問35

F Pの野村さんは、まず現時点（2018年4月1日）における妹尾家（圭一さんと純子さん）のバランスシート分析を行うこととした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

＜妹尾家（圭一さんと純子さん）のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	×××
預貯金等	×××	事業用借入	×××
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
事業用資産			
棚卸資産（商品）	×××	負債合計	×××
車両・器具備品等	×××		
不動産			
建物（自宅）	×××		
土地（自宅）	×××	[純資産]	(ア)
投資用マンション	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

### 問36

＜設例＞の[資料4]に基づいて計算した、2017年分の圭一さん（妹尾商店）の事業所得の金額として、正しいものはどれか。

1. 615万円
2. 680万円
3. 735万円
4. 855万円

問37

圭一さんは、長女の桃子さんがまだ中学生であり、かつ、事業用の借入金も多いことから、現在加入している生命保険で十分な保障を得られるのか心配している。そこで、自分が死亡した場合に支払われる死亡保険金で負債の全額を返済した後に残る保険金について、FPの野村さんに試算してもらうことにした。これに関する野村さんの次の説明の空欄（ア）、（イ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、現在加入中の生命保険契約に関しては、保険期間の満了により消滅するものを除き、中途解約はせず、同一内容で有効に継続しているものとする。また、今後、新たな生命保険に加入することもないものとする。

「仮に現時点（2018年4月1日）で圭一さんが死亡した場合、支払われる死亡保険金の合計額から、返済すべき負債額を差し引いた金額は（ア）となります。また、仮に桃子さんが大学に入学する2022年に圭一さんが死亡した場合、純子さんに支払われる死亡保険金の合計額は（イ）となります。」

<語群>

1. 2,340万円      2. 3,040万円      3. 3,340万円  
 4. 3,540万円      5. 4,040万円      6. 4,340万円

問38

公子さんが加入している生命保険の明細は下表のとおりである。仮に現時点（2018年4月1日）で公子さんが死亡した場合に支払われる死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額（死亡保険金のうちの非課税金額を控除した後の金額）として、正しいものはどれか。なお、相続放棄はないものとする。

（単位：万円）

保険種類	保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	保険金額	保険期間
終身保険W	公子	公子	修二	1,000	終身
終身保険X	公子	公子	桃子	600	終身
終身保険Y	公子	公子	恵美	400	終身
終身保険Z	公子	公子	裕一	400	終身

- 1. 0円
- 2. 900万円
- 3. 1,400万円
- 4. 1,500万円

### 問 39

圭一さんは、自分が万一病気やケガのため障害を負った場合の障害年金について、FPの野村さんに質問をした。仮に圭一さんが障害の原因となった傷病について、2018年6月1日に初めて医師等の診療を受けた場合（以下、その診療を受けた日を「初診日」という）、圭一さんが受給できる障害年金に関して、野村さんが行った次の説明の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、圭一さんは記載以外の障害年金の受給要件を満たすものとする。

「圭一さんが障害年金を受給できるか否かの障害の程度の認定は、初診日から起算して（ア）を経過した日または（ア）以内に治った場合はその治った日（その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む）に行います。初診日において、国民年金の第1号被保険者である圭一さんは、障害基礎年金を受給できる可能性があります。障害基礎年金は障害等級が（イ）の状態である場合に受給でき、仮に圭一さんが1級と認定された場合、老齢基礎年金の（ウ）に桃子さんを対象とする子の加算額が加算された額が支給されます。」

#### <語群>

- |            |               |             |
|------------|---------------|-------------|
| 1. 6ヵ月     | 2. 1年6ヵ月      | 3. 3年       |
| 4. 1級または2級 | 5. 1級から3級まで   | 6. 1級から6級まで |
| 7. 満額      | 8. 満額の1.25倍の額 | 9. 満額の2倍の額  |

問40

圭一さんの弟の修二さん（53歳・会社員）は、病気療養のため2018年3月に24日間入院した。退院する際に支払った保険診療分の医療費（窓口での自己負担分）が27万円であった場合、下記＜資料＞に基づく高額療養費として修二さんに支給される額（多数該当は考慮しない）として、正しいものはどれか。なお、修二さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者であり、修二さんの標準報酬月額が41万円であるものとする。また、病院に「健康保険限度額適用認定証」の提示はしていないものとし、同月中に＜資料＞以外の医療費はないものとする。

＜資料＞

[2018年3月分の高額療養費の算定]

[医療費の1ヵ月当たりの自己負担限度額（70歳未満の人）]

所得区分	自己負担限度額（月額）
① 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
② 標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
③ 標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
④ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円
⑤ 低所得者 (住民税非課税者等)	35,400円

1. 80,130円
2. 86,430円
3. 170,820円
4. 183,570円